

愛媛県政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月23日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、愛媛県議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 政務活動費は、議員の職にある者に対し交付する。

(政務活動費の額)

第3条 政務活動費は、月額33万円を月の初日に在職する議員に対し交付する。

2 議員の任期満了の場合又は月の途中（初日を除く。）において議員の辞職、失職、死亡若しくは除名若しくは議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の額については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(議員の通知)

第4条 愛媛県議会議長（以下「議長」という。）は、毎年度当初に、政務活動費の交付を受けようとする議員の氏名を知事に通知しなければならない。

2 議長は、前項の規定による通知の後、年度の途中において議員の異動があった場合は、その都度、速やかに、政務活動費の交付を受けようとする議員の氏名を知事に通知しなければならない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による通知に係る議員について、政務活動費の交付の決定を行い、当該議員に通知しなければならない。

(請求及び交付)

第6条 議員は、前条の規定による通知を受けた後、四半期ごとに、速やかに、同条の規定により交付の決定をされた当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。

2 知事は、前項の請求があったときは、同項の政務活動費を当該請求があった日から15日以内に交付するものとする。

3 議員が一四半期の途中において辞職、失職、死亡、除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員又はその相続人は、速やかに、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が月の初日の場合は、当月分）以降の政務活動費を知事に返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第7条 議員は、別表に定める政務活動費を充てることができる経費の範囲内において、政務活動費を適正に使用しなければならない。

(収支報告書)

- 第8条 議員は、別記様式による政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、交付に係る年度の翌年度の4月30日までに、議長に提出しなければならない。
- 2 議員が年度の途中において任期満了、辞職、失職、死亡、除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員又はその相続人は、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月（その日が月の初日の場合は、前月）までの収支報告書を、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。
- 3 収支報告書には、政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えなければならない。

(議長の調査)

- 第9条 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

(政務活動費の返還)

- 第10条 知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲内において支出した政務活動費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書等の保存)

- 第11条 第8条の規定により提出された収支報告書等は、これを受理した議長において、これを提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

- 第12条 何人も、議長に対し、前条の収支報告書等の閲覧を請求することができる。
- 2 議長は、前項に規定に基づく請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第7条第2項の非公開情報が記録されている部分を除いて複写したものを、閲覧に供するものとする。

(委任)

- 第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月12日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第37号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の愛媛県政務調査費の交付に関する条例の規定（同条例第12条の規定を除く。）は、平成20年度分の政務調査費から適用し、平成19年度分までの政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 改正前の愛媛県政務調査費の交付に関する条例第9条の規定により提出された収支報告書に係る改正後の愛媛県政務調査費の交付に関する条例第12条の規定による閲覧については、同条第1項中「前条の収支報告書等」とあり、及び同条第2項中「収支報告書等」とあるのは「収支報告書」とする。

附 則（平成20年10月17日条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第82号）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の愛媛県政務調査費の交付に関する条例第6条第2項の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

別記様式（第8条、第9条、第11条、第12条関係） 政務活動費に係る収入及び支出の報告書

別表（第7条関係）

経 費	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 議員が開催する研修会、講演会等（他の議員等と共同して開催するものを含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察によるものを含む。）、講演会等への議員及びその雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
要 請 陳 情 等 活 動 費	議員が行う要請及び陳情のための活動並びに住民相談等の実施に要する経費
会 議 費	1 議員が開催する各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資 料 作 成 費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資 料 購 入 費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別記様式（第8条、第9条、第11条、第12条関係） 政務活動費に係る収入及び支出
の報告書

年度政務活動費に係る収入及び支出の報告書			
		年 月 日	
愛媛県議会議長		様	
		議員氏名 ㊟	
愛媛県政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛媛県条例第30号）第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。			
1 収 入			
(政務活動費)		円	
2 支 出			
		円	
支 出 の 内 訳	項 目	支出額(円)	備考（主たる経費の内訳）
	調 査 研 究 費		
	研 修 費		
	広 聴 広 報 費		
	要請陳情等活動費		
	会 議 費		
	資 料 作 成 費		
	資 料 購 入 費		
	事 務 所 費		
	事 務 費		
	人 件 費		
	合 計		
3 収支差額（残余）			
		円	
4 主な事業内容		別紙のとおり。	

別紙

項 目	主 な 事 業 内 容
調 査 研 究 費	
研 修 費	
広 聴 広 報 費	
要 請 陳 情 等 活 動 費	
会 議 費	
資 料 作 成 費	
資 料 購 入 費	
事 務 所 費	
事 務 費	
人 件 費	